

犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況

項目	具体的施策	現在(令和5年12月)までの実施結果	今後の予定	担当府省庁
犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討	犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。	・令和5年8月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」を立ち上げ、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を実施している。 ・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、犯罪被害者等給付金の早期支給や仮給付制度の積極的な活用等について指導した。 ・令和5年7月24日付け教養厚生課長通達「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について(通達)」を都道府県警察宛てに発出し、仮給付の更なる推進について指示した。 ・同年7月に実施した全国警察本部長等会議等において、仮給付制度の運用改善等について指示した。 ・同年9月、仮給付の更なる推進のため、都道府県警察に対し、業務指導を実施した。	・有識者検討会において犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を行い、令和6年5月中までに結論を出し、これを踏まえて必要な施策を実施する。 ・各種会議において、犯罪被害者等給付金の早期支給や仮給付制度の運用改善について、都道府県警察を指導する。 ・仮給付の更なる推進のため、都道府県警察に対し、業務指導等を実施する。	警察庁
犯罪被害者等支援弁護士制度の創設	犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。	犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向け、関係機関等との調整を図りながら、同制度の内容について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を進めた。	犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向け、関係機関等との調整を図りながら、援助対象、援助内容、利用要件等、制度の詳細について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を更に進め、同制度の早期実現を目指す。	法務省
国における司令塔機能の強化	犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。	・令和5年7月20日、「犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議」の第1回会議を開催し、「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について」を決定した。 ・同年9月26日、「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、同年10月1日から国家公安委員会が政府全体の犯罪被害者等施策についての総合調整等を担うこととなったほか、警察庁において、「犯罪被害者等施策推進課」を新設し、犯罪被害者等施策の推進に係る体制を強化した。 ・同年9月29日及び12月8日、「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループ」の第1回及び第2回会議を開催し、犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどした。	引き続き、定期的に関係府省庁連絡会議及びワーキンググループを開催し、犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどして、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。	警察庁
地方における途切れない支援の提供体制の強化	地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築(ワンストップサービスの実現)に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。	令和5年9月、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」を立ち上げ、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する検討を実施している。	有識者検討会において地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する検討を行い、令和6年5月中までに結論を出し、これを踏まえて必要な施策を実施する。	警察庁
犯罪被害者等のための制度の拡充等	医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。	警察庁において、「犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく各都道府県知事等に対する通知の発出について」(令和5年7月18日事務連絡)を発出し、地方公共団体の総合的対応窓口に関係府省庁が発出した通知を周知した。	・「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の議論等を踏まえ、警察庁において、関係府省庁と連携・協力し、犯罪被害者等が利用し得る各制度の情報を取りまとめ、地方公共団体窓口担当者や犯罪被害者等に対して、一元的に情報提供を行う。 ・警察庁において、犯罪被害者等が各制度を利用しようとした際に、本来利用することができるにもかかわらず、利用を拒まれるなどの不適切な取扱いを受けた事案を把握した場合には、速やかに関係府省庁等に情報提供する。また、関係府省庁において情報提供を受けた場合には、警察庁と適宜連携し、必要な対応を取る。	警察庁 こども家庭庁 総務省 国税庁 文部科学省 厚生労働省 国土交通省
	【犯罪被害による傷病の保険給付の取扱い】 【傷病手当金】 【埋葬料】	「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)」(令和5年6月30日付け保保発0630第1号ほか)、「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)」(令和5年6月30日付け保保発0630第2号ほか)を発出した。	犯罪被害者等が各制度を利用することができる旨を、各制度において、制度概要を解説した厚生労働省HP等に記載すること、制度担当者会議や研修の場において言及すること等により、引き続き周知を図ることを検討する。	厚生労働省
	【一部負担金の減免又は徴収猶予】(国民健康保険) 【医療保険料の減免又は徴収猶予】	「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて」(令和5年6月30日付け保国発0630第3号ほか)を発出した。		
	【生活保護における犯罪被害者等給付金に係る取扱い】	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護上の取扱いについて(通知)」(令和5年6月30日付け社援保発0630第1号)を発出した。		
	【遺族年金・障害年金】 【国民年金保険料の申請免除】	「「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について」(令和5年6月30日付け年管管発0630第2号)を発出した。		
	【特別児童扶養手当】 【障害児福祉手当】 【特別障害者手当】 【自立支援給付】	「「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について(通知)」(令和5年7月7日付け障企発0706第1号)を発出した。		
	【失業等給付(求職者給付)】	「犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における適切な対応について」(令和5年6月30日付け職発0630第4号)を発出した。		
	【介護保険料の減免又は徴収猶予】	「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて」(令和5年6月30日老介発0630第1号)を発出した。		
	【一部負担金の減免又は徴収猶予】(健康保険)	減免等に必要な手続きや、保険者・警察間の連携について、警察庁と調整している。	減免等に必要な手続きについて、警察庁・各保険者と調整し通知を発出する。	厚生労働省 警察庁
	【児童扶養手当】	「犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について」(令和5年6月27日付け事務連絡)を発出した。	引き続き、犯罪被害者の方々に配慮しつつ、児童扶養手当の適正な運用に取り組む。	こども家庭庁
	【公営住宅への優先入居等】	「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」(令和5年3月24日付け国住備第400号)を発出し、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知した。	毎年度、継続的に、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知する。	国土交通省
	【修学支援等】	「第16回犯罪被害者等施策推進会議の決定を踏まえた各種修学支援施策の周知について(通知)」(令和5年6月15日付け5文科初第629号)を発出した。 また、就学援助制度の事務処理通知(「令和5年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について(通知)」(令和5年7月21日付け5文科初第813号))において、年度の途中であっても速やかに認定が必要な者の一例として、犯罪被害等による家計急変の場合を明記した。 さらに、各都道府県等の修学支援関係の担当者向けの行政説明において、6月15日付け通知の再周知を行った。	今後も、6月15日付け通知の内容を含め、各種修学支援制度の周知を継続的に行う。	文部科学省
	【国税及び地方税の減免等】	各国税局及び各税務署に対し、「犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について(指示)」(令和5年6月7日付け官総10-77ほか)を発出し、一般の納税者だけでなく犯罪被害者等でも利用し得る国税の各種減免措置等につき、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて各種制度を利用できるよう、実情を踏まえた丁寧かつ適切な対応をするよう指示した。 さらに、令和5年10月13日に開催された全国国税局総務課長会議(国税庁主催)において、担当者から本指示文書につき、基本的な考え方も含めて改めて周知した。	引き続き、各国税局及び各税務署において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて各種制度を利用できるよう、実情を踏まえた丁寧かつ適切な対応が行われるよう指導・監督していく。	国税庁
		地方団体宛てに「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」(令和5年6月14日付け事務連絡)を発出し、犯罪被害者等が利用し得る地方税の各種制度について周知するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて各種制度を利用できるよう、丁寧かつ適切に相談に応じるよう依頼した。	地方税の各種制度について地方団体から問合せがあった場合に必要に応じて助言を行う。 また、犯罪被害者等が利用し得る地方税の各種制度について、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて各種制度を利用できるよう、引き続き周知する。	総務省
	犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行った結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。	令和5年12月22日の第575回中央社会保険医療協議会において、犯罪被害者等を契機としたPTSD等に対する心理支援について議論を行った。	中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。	厚生労働省